

## ○筑北村移住希望者宿泊費等補助金交付要綱

令和2年9月28日

告示第 104号

(目的)

第1条 この要綱は、筑北村内への移住者の増加を図るとともに、地域経済の活性化に寄与するため、本村への移住、定住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行う者に対し、宿泊費等の一部を予算の範囲内で補助することについて、筑北村補助金等交付規則（平成17年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助申請者等)

第2条 補助金の申請及び交付を受けることができる者（以下「補助申請者等」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たし、適切と認められる者とする。ただし、村長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。なお、同行者にあっても、補助申請者等の要件（第2号を除く。）を満たさなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により登録されている住所が村外にある者
- (2) 本村への移住に向けて、あらかじめ筑北村に移住希望の相談を行い、筑北村空き家情報登録制度実施要綱（平成24年告示第29号）第7条に規定する利用登録の申し込みを行っている者
- (3) 本村への移住を目的とする活動のために、村内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定による旅館業を営む施設又は住宅宿泊事業法（昭和29年法律第65号）の規定による住宅宿泊事業を営む施設をいう。）を利用する者
- (4) 当該申請に係る滞在期間中に村と面談が行える者
- (5) 2親等以内の親族が村内に住所を有していない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助対象活動経費)

第3条 補助金の対象となる活動経費は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本村への移住、定住を目的として、村内で住居又は仕事を探す活動をするために生じた宿泊費

- (2) 移住活動の一環として本村の文化や歴史、風土、気候等の地域情報を収集する活動をするために生じた宿泊費
- (3) 村内の事業所等において、本村特産品等を購入又は村内の飲食店での飲食（基本宿泊料に含まれる飲食費相当分を除く。）等の消費活動に要した経費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に係る補助金の額は、1人1泊当たりの基本宿泊料金に2分の1を乗じた額とし、1泊につき3,000円（小学生以下の者にあつては、宿泊に係る費用を徴収される場合に限り1,500円）を限度とする。
- (2) 前号に規定する補助金の総額は3泊4人を限度とする。
- (3) 前条第3号に係る補助金の額は、1人1滞在期間当たり500円を限度とする。

2 前項の規定に基づく申請は、会計年度につき1回とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助申請者等は、補助対象活動の終了後、速やかに、筑北村移住希望者宿泊費等補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書兼報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 補助申請者等及び同行者の現住所及び年齢を証する書類の写し
- (2) 移住宿泊等活動報告書
- (3) 宿泊施設へ支払った宿泊費の領収書の写し
- (4) 消費活動を行った場合は、当該活動に要した経費の領収書の写し

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定に基づく申請書兼報告書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに交付の可否を決定し、筑北村移住希望者宿泊費等補助金交付決定（却下）通知書(様式第2号)により補助申請者等に通知しなければならない。

(補助金の請求及び支払)

第7条 補助申請者等は、前条の規定に基づく通知を受けた後、筑北村移住希望者宿泊費等補助金請求書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

年 月 日

筑北村長 様

移住希望者宿泊費等補助金交付申請書 兼 実績報告書

筑北村移住希望者宿泊費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき関係書類を添えて提出します。なお、要綱第2条各号に規定される者であることを誓約します。

記

	(ふりがな)	
補助申請者等 氏 名	⑩	
住所及び連絡先	〒 ー 住 所 電話番号 ー ー	
同行者氏名 及 び 年 齢	1 氏 名	年 齢 歳
	2 氏 名	年 齢 歳
	3 氏 名	年 齢 歳
宿泊日及び宿泊施設	自 年 月 日 ( ) 至 年 月 日 ( ) ( 泊 日) 宿泊施設名	
補助対象活動	(1) 村内で住居又は仕事を探す活動 (2) 村内の地域情報を収集する活動 (3) 村内で特産品等を購入又は飲食店で飲食をする等の消費活動	
活動に要した経費 及び補助金申請額	宿 泊 費	円
	消費活動経費	円
	補助金申請額	円
添付書類	1 補助申請者等及び同行者の現住所及び年齢を証する書類の写し (免許証・保険証等) 2 移住宿泊等活動報告書(裏面) ※ 補助対象活動の内容が確認できる写真等の添付をお願いします。 3 宿泊施設へ支払った宿泊費の領収書の写し 4 村内特産品等販売事業所・飲食店へ支払った代金の領収書の写し	

移住宿泊等活動報告書

活動の目的・内容

※「〇月〇日、△△と物件見学」「■施設等の見学」など、筑北村で行った活動について、できるだけ具体的に内容を記入してください。

感想・今後の展望

※ 記入できる範囲で記入してください。

様式第2号(第6条関係)

移住希望者宿泊費等補助金交付決定(却下)通知書

第 号  
年 月 日

様

筑北村長 印

年 月 日付で交付申請のあった移住希望者宿泊費等補助金については、下記のとおりですので通知します。

記

1 交付決定 \_\_\_\_\_円

2 (却下)  
却下理由

移住希望者宿泊費等補助金請求書

年 月 日

筑北村長 様

(補助申請者等)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付 筑企第 号で交付決定のあった筑北村移住希望者宿泊費等補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_円

2 振込口座

金融機関名	口座名義人	フリガナ	
銀行 支店		氏 名	
信金 支店	口座種類	普通・当座	
農協 支所	口座番号		